

令6福情答申第1号

令和6年5月28日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市民局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会
会長 作間 功
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年5月2日付け市総第46号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみに係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び同センターで働いている人の名前と資格が分かる文書」に係る公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみに係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び同センターで働いている人の名前と資格が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年3月29日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和4年3月22日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和4年3月29日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年4月19日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

本件対象文書のうち、あすみんで働いている人に係る文書である「2021年度福岡市NPO・ボランティア交流センター職員名簿」について、氏名の部分を非公開とされているが、市民センターやあすみんの職員は名札をつけていると思う。

個人情報というのは、あすみんを利用する人に対するもので、仕事で給料をもらっている人、しかも市民センターの場合、名前は個人情報に当たらないと思う。

市の職員も名前は開示されているのだから、出すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及び理由

審査請求人の本件公開請求の内容に関する公文書のうち、福岡市NPO・ボランティア交流センターの職員の氏名については、当該施設の職員は福岡市の職員ではなく、指定管理者である民間事業者の従業員であることから、条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当するため、実施機関が行った、当該施設職員の氏名を非公開とする一部公開決定処分は、正当かつ妥当なものであると考える。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん（以下「本件施設」という。）に係る委託契約書、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書及び本件施設で働いている人の名前と資格が分かる文書」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、委託契約書に当たる文書として「本件施設の管理に係る基本協定書」及び「本件施設の管理に係る実施協定書」を、令和2年度分管理運営収支状況が分かる文書に当たる文書として「管理業務に係る年間収支決算書」を、本件施設で働いている人の名前と資格が分かる文書として「2021年度福岡市NPOボランティア交流センター職員名簿」（以下「本件職員名簿」という。）をそれぞれ特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

当審査会においてこれらの文書を見分したところ、実施機関は、本件対象文書のうち、本件職員名簿については、職員の氏名（以下「本件職員氏名」という。）

を条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして被覆した上で公開していることが認められる。

これに対し、審査請求人は、本件職員名簿について、本件職員氏名の公開を求めていると解されることから、当審査会としては、本件職員氏名の第1号該当性について検討することとする。

2 第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号の規定は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

第1号ただし書アの規定は、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。なお、公務員等の範囲については、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに地方三公社の役員及び職員が限定列挙されている。

(2) 本件職員氏名の第1号該当性について

① 第1号本文該当性について

当審査会において実施機関に確認したところ、本件施設は指定管理者によ

って管理運営が行われており、したがって、本件職員名簿に記載された職員は、指定管理者である民間事業者の従業員であることが認められる。

したがって、本件職員氏名は第1号本文にいう非公開情報に該当する。

② 第1号ただし書ア該当性について

実施機関によれば、本件職員氏名については、公表しておらず、ホームページや本件施設内に掲載している事実もないとのことである。また、氏のみ名札は着用しているものの、市から着用を求めているものではなく、指定管理者の判断において、来訪者に対する市民サービスの一環として着用しているものとのことである。

このような事情においては、本件職員氏名は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるとはいえず、したがって、第1号ただし書アにいう公開情報には該当しない。

③ 第1号ただし書イ及びウ該当性について

実施機関によれば、上記①のとおり、本件職員名簿に記載された職員は、指定管理者である民間事業者の従業員であるから、第1号ただし書ウに列挙される公務員等に該当する事実は認められない。

また、本件職員氏名が第1号ただし書イに該当する事情も認められない。

したがって、第1号ただし書イ及びウにいう公開情報には該当しない。

④ 小括

以上のことから、本件職員氏名は第1号本文に該当し、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月2日	実施機関からの諮問
令和4年7月4日	実施機関の弁明意見書を収受
令和6年2月7日（第1部会）	審議
令和6年3月4日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和6年4月15日（第1部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭